

伊達市チャレンジショップ事業 Q&A

Q 1. 「創業してから1年未満の者」の「創業」とはいつの時点を指しますか。

⇒A 創業とは事業を開始した時点を指します。

Q 2. 現在、食品衛生責任者の資格を持っていません。今後、食品衛生責任者養成講習会を受講予定ですが、応募することは可能ですか。

⇒A 可能です。食品衛生責任者養成講習会受講申込書やメール等、申込内容や受講予定日が確認できるものの写しを提出してください。

Q 3. 希望する業種の営業の可否について保健所から回答がありました。どこに報告すればよいですか。

⇒A 市商工観光課に電話にて報告をお願いいたします。

お問合せ先：伊達市チャレンジショップ実施事務局（伊達市商工観光課）

TEL：024-573-5632

メール：syoukou@city.fukushima-date.lg.jp